

PJLink 標準仕様に関する
知的財産権の取扱いについての合意書
(非会員用)
Version1.02
2013.8.29

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会殿

PJLink 標準仕様に関する
知的財産権の取扱いについての合意書

_____は、貴協会が定めた添付の「PJLink 標準仕様に関する知的財産権の取扱い」に同意し、ここに本書を提出致します。

年 月 日

住所：

会社名：

事業所名：

代表者氏名：

印

[添付]

PJLink 標準仕様に関する知的財産権の取扱い

1. 基本的考え：

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（以下、「JBMIA」という。）は、データプロジェクター部会のPJLink分科会により創出され、JBMIAが標準I/F仕様として採択したPJLink仕様Class1（以下、「標準I/F仕様」という。）が、業界において広く支持され、採用されることが望ましいと考える。

そのためには、当該標準I/F仕様を採用することを希望する者が同標準I/F仕様に準拠した製品を商業化するのに必須となる知的財産権、とりわけ特許権および実用新案権に関して、公正で妥当な条件で使用できるようにすべきである。

上記の考えに基づき、JBMIAは同標準I/F仕様にかかわる特許権および実用新案権に関して、下記の事項について同標準I/F仕様を実施する各社の同意を得ることとする。

2. 同意事項：

- 1). 必須の特許権および実用新案権とは、標準I/F仕様を満足するために技術的に不可避である特許権の特許請求の範囲及び実用新案権の実用新案登録請求の範囲をいい、今後権利化されるものを含む。
- 2). 標準I/F仕様実施者は、本合意書の締結をもってその所有する全ての必須特許権および実用新案権を妥当な条件で且つ非差別的にライセンスすることに同意したものとみなす。
- 3). 標準I/F仕様実施者へのライセンスは、必須の特許権および実用新案権の所有者と標準I/F仕様実施者間で行われるものとする。
- 4). PJLink分科会は、かかる標準I/F仕様に関する特許権および実用新案権にかかわる問題について一切責任を負わない。
- 5). 標準I/F仕様に係る著作権、商標権等、他の知的財産権についての取扱いは、必要に応じて別途定められるものとする。
- 6). 標準I/F仕様を実施者が、その実施を理由の如何を問わず中止した場合においても、既にライセンスしている全ての必須特許権および実用新案権のライセンスを同一条件で継続することおよび万が一実施中止後に所有することになった全ての必須特許権および実用新案権について妥当な条件で且つ非差別的にライセンスするものとする。

以上

2013年 8月 29日 制定
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会